

「たびレジ」登録について

平成29年5月24日
在サイパン領事事務所

- 1 日本国外務省は、従来から3か月未満の短期間海外に渡航する邦人に向けては「たびレジ」登録を、3か月以上海外に居住する場合には「在留届」の提出を呼びかけてきています。
- 2 既に北マリアナ諸島に居住している方で、「在留届」を提出している場合であっても、北マリアナ諸島から別の国・地域に短期間渡航される際は、「たびレジ」に登録するようお願いいたします。
- 3 「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館や総領事館などから現地の最新の安全情報が届くほか、緊急時には登録された情報（電話番号や宿泊先など）を基に安否を確認し、必要な支援を行います。

★「たびレジ」登録 http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_campaign/

★「在留届」について <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>

・「在留届」とは、外国で滞在する際のいわば住民登録であり、旅券法により『外国に住所又は居所を定めてから3か月以上滞在する人は、最寄りの在外公館へ「在留届」を提出する』ことが定められています。

・「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に必要なだけでなく、在外公館からの緊急連絡、安否確認、救援活動など緊急時の連絡を迅速に行うための貴重なデータでもありますので、「在留届」の提出をお願いします。また、「在留届」にはメールアドレスを記入するようお願いします。さらに、既にご提出済みの「在留届」に記載されたメールアドレスに変更が生じた場合には当事務所までお知らせ下さい。

・なお、北マリアナ諸島内での転居や連絡先・勤務先等の変更、あるいは帰国・転出などの事由で北マリアナ諸島から離れる際には事前に当事務所までお知らせ下さい。

・「在留届」をはじめ「変更届」や「帰国届」は、当事務所窓口での受付だけでなく、在留届電子届出システムによるオンラインでの提出も可能です。

在留届電子届出システム <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>